

# 2024年度の事業報告書

2024年4月1日～2025年3月31日まで

## 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

### 1 事業の成果

#### 1) 差止請求活動について

- 株式会社CRAVE ARKSに対するお試し価格表示差止請求訴訟(2022年7月4日提訴)について、2023年8月30日に京都地方裁判所で請求棄却の判決をうけ、同年9月7日控訴し、2024年6月4日に和解が成立しました。  
控訴審において、株式会社CRAVE ARKSが管理するウェブサイトについて、消費者に誤認を生じさせる表示は改めることを約することとなりました。
- 学校法人京都仏眼教育学園へ入学辞退者に対して入学金を返還しないとする条項の差止をもとめる差止請求書を送付しました。
- 株式会社日本キーサービスへ鍵あけ、鍵交換、鍵取り付けに関する工事請負契約の際、解約を妨げる条項や勧誘方法、ウェブサイト上の最低料金のみ提示し消費者に誤認を与える表示の差止をもとめる差止請求書を送付しました。

#### 2) 各種消費者問題に関する社会制度の改善事業

- 「詐欺的な定期購入商法の根絶に向けた徹底的対応を求める意見書」を内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)と消費者庁長官に送付しました。
- 「地方消費者行政に対する財政措置(交付金等)の継続・拡充を求める要望書」を、適格消費者団体の連名で、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、財務大臣宛に提出しました。
- 「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画(中間案)に対する意見」を京都府(文化生活部消費生活安全センター)へ提出しました。
- 「地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める要望書」を、適格消費者団体の連名で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)ほか宛に提出しました。

#### 3) 総会記念講演、例会を開催しました。

- 小波秀雄京都女子大学名誉教授を講師にお招きし、総会記念講演を会場とオンラインで開催しました。全国から会員等が参加し、意見交流をしました。
- オンラインで例会を3回開催し、最近の消費者問題事例などについて学習しました。  
2024年4月24日「医療に対する消費者問題からのアプローチ」  
講師: 一家綱邦先生(国立がん研究センター) 勝俣範之先生(日本医科大学)  
2024年7月30日「大学生協・第59回学生生活実態調査報告から学生のくらしを知る」  
講師: 末廣恭雄氏(大学生協事業連合関西北陸地区 組織運営部基幹運営課)  
2024年12月11日「京都医療過誤弁護団の活動を知る」  
講師: 黒澤誠司弁護士(京都法律事務所)

#### 4) 情報提供事業

HPに随時、活動内容をUPし情報提供につとめました。

#### 5) 消費者団体訴訟制度の研究・提言

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとの見直しに係る検討の中間整理」に関する意見書を消費者保護委員会へ提出しました。

#### 6) 消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業

- 京都府・関係団体等と共催で立正大学心理学部対人・社会心理学科の西田公昭教授を講師にお招きし京都消費者問題セミナーをオンラインで開催し多数の参加がありました。
- 京都府文化生活部消費生活安全センターとの意見交換をしました。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業(差止請求関係業務以外)

事業名(定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の支出金額(円)	事業費の収入金額(円)
1、各種消費者問題の調査・研究・救済・支援事業	学校法人京都仏眼教育学院へ要請書を送付	(A)2024年5月15日 他(B)団体事務所 (C)10人	(D)不特定多数の市民 (E)不明	印刷製本費 32 通信運搬費 434	0

2、各種消費者問題に関する社会制度の改善事業	詐欺的な定期購入商法の根絶に向けた徹底的対応を求める意見書を内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)自見英子氏、消費者庁長官新井ゆたか氏に送付	(A)2024年5月15日 (B)当法人事務所 (C)10人	(D)不特定多数の市民(E)不明	印刷製本費 192 通信運搬費 888	0
2、各種消費者問題に関する社会制度の改善事業	適格消費者団体連名で「地方消費者行政に対する財政措置(交付金等)の継続・拡充を求める要望書」を内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、財務大臣宛に提出。	(A)2024年8月26日 (B)当法人事務所 (C)10人	(D)不特定多数の市民(E)不明	0	0
2、各種消費者問題に関する社会制度の改善事業	京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画(中間案)に対する意見を京都府文化生活消費生活安全センターへ提出	(A)2025年1月15日 (B)当法人事務所 (C)10人	(D)不特定多数の市民(E)不明	0	0
2、各種消費者問題に関する社会制度の改善事業	地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める要望書を特定適格消費者団体、適格消費者団体、めざす消費者団体連名で衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、財務大臣、総務大臣、消費者庁長官へ提出	(A)2025年3月5日 (B)当法人事務所 (C)10人	(D)不特定多数の市民(E)不明	0	0
3、講演会・講座等の企画・運営事業	総会記念講演会を開催	(A)2024年5月27日 (B)当法人事務所 (C)3人	(D)不特定多数の市民 (E)39人	印刷製本費 672 雑費160	0
3、講演会・講座等の企画・運営事業	例会を会場とオンライン併用で開催 テーマ:医療に対する消費者問題からのアプローチ	(A)2024年4月24日 (B)当法人事務所 (C)10人	(D)不特定多数の市民 (E)35人	支払報酬 22,000 支払手数料990	0
3、講演会・講座等の企画・運営事業	例会を会場とオンライン併用で開催 テーマ:大学生協学生生活実態調査、コロナ禍アンケートを読み解く	(A)2024年7月30日 (B)当法人事務所 (C)10人	(D)不特定多数の市民 (E)17人	支払報酬 11,000	0
3、講演会・講座等の企画・運営事業	例会を会場とオンライン併用で開催 テーマ:京都医療過誤弁護団の活動を知る	(A)2024年12月11日 (B)当法人事務所 (C)10人	(D)不特定多数の市民 (E)16人	支払報酬 11,000 支払手数料495	0
4、情報提供事業	webサイトでセミナー開催報告など活動紹介	(A)2024年4月他 (B)当法人事務所 (C)10人	(D)不特定多数の市民(E)不明	0	0
4、情報提供事業	消費者法ニュース(3か月に1回)に執筆	(A)2024年5月8月 11月 (B)当法人事務所 (C)3人	(D)不特定多数の市民(E)不明	0	0
5、消費者団体訴訟制度の研究・提言	「個人情報保護法 いわゆる3年ごとの見直しに係る検討の中間整理」に関する意見書を消費者保護委員会へ提出	(A)2024年7月29日 (B)当法人事務所 (C)10人	(D)不特定多数の市民(E)不明	印刷製本費 80 通信運搬費 434	0

7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	京都消費者問題セミナーをオンラインで開催	(A)2024年12月10日 (B)京都経済センター (C)10人	(D)不特定多数の市民 (E)70人	印刷製本費 4,960 通信運搬費 8,080 支払報酬 24,200 雑費150 支払手数料 495	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	京ブランド名産品公正取引協議会「観光土産品 認定審査会」に出席	(A)2025年2月14日 (B)京都経済センター (C)1人	(D)不特定多数の市民 (E)1人	0	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	適格消費者団体連絡協議会に参加	(A)2024年10月5日 (B)国民生活センター相模原事務所オンライン併用	(D)不特定多数の市民 (E)不明	0	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	適格消費者団体連絡協議会に参加	(A)2024年10月6日 (B)国民生活センター相模原事務所オンライン併用	(D)不特定多数の市民 (E)不明	0	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	適格消費者団体連絡協議会に参加	(A)2025年3月1日 (B)国民生活センター相模原事務所オンライン併用 (C)4人	(D)不特定多数の市民、(E)不明	0	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	適格消費者団体連絡協議会に参加	(A)2025年3月2日 (B)国民生活センター相模原事務所オンライン併用 (C)4人	(D)不特定多数の市民 (E)不明	0	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	京都府文化生活部消費生活安全センターとの意見交換会開催	(A)2025年3月17日 (B)京都府 (C)4人	(D)不特定多数の市民 (E)不明	0	0

(2) 特定非営利活動に係る事業(差止請求関係業務)

事業名(定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の支出金額(円)	事業費の収入金額(円)
8、消費者契約法の差止請求関係業務	ウェブサイト上で差止請求を紹介	(A)2024年4月30日 他(B)当法人事務所(C)10人	(D)不特定多数の市民 (E)不明	0	0
8、消費者契約法の差止請求関係業務(差止請求にかかる情報提供分析等の検討グループ)	学校法人京都仏眼教育学園に対する差止請求関係業務	(A)2024年8月5日 (B)当法人事務所(C)9人	(D)不特定多数の市民 (E)不明	通信運搬費 3,535 印刷製本費 32	0
8、消費者契約法の差止請求関係業務(鍵レスキュー商法検討グループ)	株式会社日本キーサービスに対する差止請求関係業務	(A)2024年11月13日 (B)当法人事務所(C)10人	(D)不特定多数の市民 (E)不明	通信運搬費 8,703 印刷製本費 224	0